

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり遊漁規則を令和 7 年 3 月 27 日付けで変更認可したので公示する。

令和 7 年 4 月 11 日

京都府知事 西脇 隆俊

**1. 免許番号、漁業権者の氏名又は名称、漁業権者の住所**

| 免許番号      | 漁業権者      |                          |
|-----------|-----------|--------------------------|
|           | 氏名又は名称    | 住所                       |
| 京内共第 2 号  | 大堰川漁業協同組合 | 京都府南丹市日吉町天若寺谷 39 番地 8    |
| 京内共第 8 号  | 美山漁業協同組合  | 京都府南丹市美山町安掛寺ノ下 31 の 1 番地 |
| 京内共第 11 号 | 由良川漁業協同組合 | 京都府福知山市宇内記 10 の 94 番地    |

**2. 遊漁規則の変更の内容**

別紙に記載のとおり。

**3. 遊漁規則の施行の日**

令和 7 年 3 月 27 日